

☆この「契約概要のご説明」は、普通火災保険・店舗総合保険・利益保険・営業継続費用保険・店舗休業保険の商品内容をご理解いただくために、特に重要な事項を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします（特に不利益となる記載事項には★印を付けております。）。

☆「契約概要のご説明」は、ご契約に関するすべての事項を記載したものではありません。詳細につきましては、パンフレット、ご契約のしおり、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 普通火災保険・店舗総合保険・利益保険・営業継続費用保険・店舗休業保険のしくみおよび引受条件等

(1) 保険のしくみ

①普通火災保険・店舗総合保険

普通火災保険、店舗総合保険などの「火災保険」は、火災等の偶然な事故により、保険の対象である建物や動産が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、地震保険をご契約いただいた場合には、地震などにより保険の対象である建物・家財が損害を受けたときに保険金をお支払いします。

②利益保険・営業継続費用保険・店舗休業保険

利益保険、営業継続費用保険、店舗休業保険などの休業損失等を補償する商品は、火災等の事故が発生した場合に、営業が休止または阻害されたことによる休業損失や営業を継続するために要する費用のうち、通常要する費用を超える部分が生じた場合等に保険金をお支払いします。

※火災保険の物件の種類

火災保険（上記①および②をいいます。）では、「物件の種類別」によって、ご契約いただく火災保険の種類や補償内容が異なる場合があります。実際にご契約いただくお客さまの保険の対象の「物件の種類別」および「火災保険の種類」は、申込書でご確認ください。

◆一般物件：住宅物件^(注)、工場物件、倉庫物件以外の物件をいい、建物や営業用什（じゅう）器・備品等の動産が対象

◆工場物件：一定の規模以上の工業上の作業を行う物件の建物や機械・設備等の動産が対象

◆倉庫物件：倉庫業法に定める倉庫業者が所有または管理する建物や商品等の動産が対象

(注)住宅物件とは専用住宅または共同住宅で住居以外の用途に使用しない住宅またはこれらに収容される家財をいいます。

(2) 補償内容

①主な支払事由（保険金のお支払対象となる事故）

保険種類ごとに、○印のついた次の事故が発生した場合に保険金をお支払いします。

物件種別	保険種類	火災、落雷、破裂・爆発	風災・雹（ひょう） 災・雪災	水災(床上浸水等)	盗難	水ぬれ、外部からの 物体の衝突等
一般	普通火災保険	○	○	×	×	×
	店舗総合保険	○	○	○	○	○
工場	普通火災保険	○	○	×	×	△ ^(注)
	普通火災保険	○	×	×	×	×
倉庫	普通火災保険	○	×	×	×	×
利益保険		○	×	×	×	×
営業継続費用保険		○	×	×	×	×
店舗休業保険		○	○	○	○	○

(注)物体の衝突は航空機（航空機から落下した物体を含みます。）・車両に限りです。

*保険金のお支払条件やお支払金額の詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおり、普通保険約款およびセットされた特約にてご確認ください。

②主な費用保険金

火災保険では、損害保険金とは別に、次の費用保険金をお支払いします。

物件種別	費用保険金の種類	臨時費用	残存物取片づけ費用	失火見舞費用	地震火災費用	修理付帯費用	損害防止費用
一般	お支払い する場合	損害保険金をお支払 いする場合（盗難、水 災事故を除きます。）	清掃費用等の取片づ け費用を要した場合	延焼で隣隣住宅に 被害が及んだ場合	地震こよる火災で建物 が半焼以上となった場 合等	原因調査等の費用を 要した場合	消火の費用等を要した 場合
	普通火災保険	○	○	○	○	○	○
工場	普通火災保険	○	○	○	○	○	○
	普通火災保険	○	○	×	×	×	○
倉庫	普通火災保険	○	○	×	×	×	○
利益保険		×	×	×	×	×	×
営業継続費用保険		×	×	×	×	×	×
店舗休業保険		×	×	×	×	×	○

※費用保険金のお支払条件やお支払金額の詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおり、普通保険約款およびセットされた特約にてご確認ください。

★③保険金をお支払いできない主な場合

火災保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

◇保険契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◇地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失 ◇地震等による火災損害（地震等による延焼・拡大を含みます。） ◇（利益保険・営業継続費用保険・店舗休業保険の場合）地震等による火災損害（地震等による延焼・拡大を含みます。）によって生じた、営業の休止または阻害によって発生した損失 ◇戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等 ◇核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性等による事故 ◇（テロ行為等補償対象外特約の対象となるご契約の場合）テロ行為等による事故 ◇火災などの事故の際の紛失または盗難の損害 ◇（普通火災保険（一般物件・工場物件）・店舗総合保険の場合）風災・雹（ひょう）災・雪災による事故で損害額が20万円に満たない場合 ◇（店舗総合保険の場合）水災事故で損害割合が15%未満であり、かつ、建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水に至らなかった場合 ◇（保険の対象が動産の場合）1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝飾品・美術品等、および設計書・図案、帳簿等につき申込書に明記しなかった場合 ◇（店舗総合保険の場合）商品・製品などの盗難 等

※保険金をお支払いできない場合は、事故の種類や特約によっても異なります。詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおり、普通保険約款およびセットされた特約にてご確認ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

火災保険にセットできる主な特約とその概要は次のとおりです。詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおり等にてご確認ください。

①価額協定保険特約（セットできる保険：普通火災保険（一般物件）、店舗総合保険）

同等の建物や家財を再築・再購入するために必要な金額（再調達価額[※]）でご契約いただくことができます。保険金額を限度として損害額の全額をお支払いします。また、建物や家財などの保険の対象が全損（全焼・全壊）となった場合、特別費用保険金をお支払いします。

※再調達価額とは損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。ただし、家財明記物件（1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・美術品等または稿本、設計書、図案等をいいます。）の評価額は時価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額）となります。

②借家人賠償責任補償特約（セットできる保険：店舗総合保険）

店舗などを借りている方が、火災または破裂・爆発事故を起こし借戸室に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

③店舗賠償責任補償特約（セットできる保険：普通火災保険（一般物件）、店舗総合保険）

日本国内で、保険証券記載の被保険者（保険の補償を受けられる方）の所有・使用・管理する施設の欠陥や業務上のミスにより他人にケガをさせたり他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※②または③の事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者（被害者）は、保険金を優先的に

支払われる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします（保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に発生した事故が対象となります。）。

※②または③の損害賠償に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず弊社に連絡し承認を得てください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますので十分ご注意ください。

※①から③以外にも、さまざまな特約があります。特約の種類・詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおりにてご確認ください。

(4) 保険期間

火災保険の保険期間は原則1年間ですが、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も可能です。実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、ご契約時に申込書にてご確認ください。

(5) 保険金額と保険の対象

ご契約いただく保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては、申込書にてご確認ください。

①普通火災保険・店舗総合保険の場合

ア. 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額（時価額または再調達価額によって定めます。）いっぱい設定してください。保険金額が評価額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなる場合があります。また、評価額より多くつけられても、保険金のお支払いは評価額までとなります。

※保険金額を時価額（再調達価額より使用による消耗分を控除した価額）を基準に設定した場合には保険金も時価額を基準にお支払いします。現在と同等の建物や家財を再築・再購入するには再調達価額で保険金額を設定いただく（価額協定保険特約をセットでご契約いただく）必要があります。ただし、一部の火災保険や保険の対象につきましては特約をセットできません。

イ. 建物のみのご契約では、家財や、営業用什（じゅう）器・備品、機械・設備、商品・製品等の損害は補償されません。建物とは別にそれぞれの対象の保険金額をお決めいただき、ご契約ください。

②利益保険・営業継続費用保険・店舗休業保険の場合

ア. 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は保険価額（保険に付すべき価額であり、事故がなければ得られたはずであろうあら利益額等をいいます。）いっぱい設定してください。なお、保険の種類によっては、保険金額が保険価額に満たない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

イ. 約定でん補期間または約定復旧期間（休業等の補償を行う期間をいいます。）、約定でん補割合または約定でん補率（損害額に対して補償する割合をいいます。）が設定されているご契約の場合、その設定内容にしたがってお支払いする保険金が制限されますので、充分にご確認ください。

2. 保険料について

普通火災保険・店舗総合保険の保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・構造等によって、利益保険、営業継続費用保険、店舗休業保険の保険料は、保険金額、営業の種類、建物の所在地・構造等によって決定されます。

3. 保険料のお支払方法

保険料のお支払方法は、以下のいずれかからお選びください。

・口座振替方式または直接集金方式・・・分割払、一括払 ・クレジットカード払方式・・・一括払

※クレジットカード払方式につきましては、取扱いきない弊社代理店もごさいます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。また上記のほか、お勤め先と弊社との間で集金事務の委託契約を交わし「団体扱」の取扱いをおこなっている場合は、団体扱でのご契約も可能です。この場合の保険料のお支払方法は給与チェックオフとなります。

4. 地震保険の取扱い

(1) 地震保険のしくみ

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険は普通火災保険・店舗総合保険にセットしてご契約いただく必要があります。また、普通火災保険・店舗総合保険の保険期間の途中から地震保険を追加することができます。

(2) 地震保険の補償内容

① 地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失等によって保険の対象である建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

・全損のとき・・・地震保険金額の100%（時価額が限度） ・半損のとき・・・地震保険金額の50%（時価額の50%が限度）
・一部損のとき・・・地震保険金額の5%（時価額の5%が限度）

※上記の損害に至らない場合は、保険金はお支払いできません。

※損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細につきましては、ご契約のしおりにてご確認ください。

② 地震保険をご契約いただいた場合、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5.5兆円を超えるときは、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります（2010年1月現在）。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{5.5 \text{ 兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

★(3) 地震保険で保険金をお支払いできない主な場合

① 家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。これらのものを普通火災保険・店舗総合保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象となりません。

・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車 ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品 ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物など

② 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

(4) 地震保険の保険期間

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や、最高5年までの長期契約を組み合わせて、セットで契約する普通火災保険などの火災保険の保険期間とあわせてご契約いただく方式があります。

※保険期間5年の自動継続特約（地震保険用）をセットされているご契約で、かつ、初回保険料の払込みに関する特約をセットされている場合であっても、更改時の保険料の払込方法は直接集金方式となります。

(5) 地震保険の引受条件（保険の対象・保険金額等）

◆地震保険の保険の対象は、「居住用建物」および「家財」となります。

◆建物、家財ごとに、普通火災保険・店舗総合保険の保険金額の30%～50%の範囲でお決めください。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては申込書にてご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。

(6) 地震保険の保険料と割引制度について

保険料は、保険金額のほか建物の所在地・構造により異なります。また、建築年が昭和56年6月以降であることや建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。なお、割引の適用にあたっては建築確認書や建物登記簿謄本等の所定の資料のご提出が必要になります。

5. 満期返れい金・契約者配当金

普通火災保険・店舗総合保険および地震保険、利益保険・営業継続費用保険・店舗休業保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

6. 解約返れい金

ご契約者のお申出によりご契約を解約された場合は、特に普通保険約款および特約等による定めがない限り、解約日までのご契約の期間に応じて、所定の計算方法による返還保険料を返還いたします。

保険会社等の相談・苦情・連絡等

弊社への相談・苦情・お問い合わせ、ならびに事故が起こった場合等につきましては、重要事項説明書Ⅱ記載の窓口までご連絡ください。

 日新火災海上保険株式会社

2010年1月作成

★この「注意喚起情報のご説明」は、普通火災保険・店舗総合保険・利益保険・営業継続費用保険・店舗休業保険のご契約に際して、ご契約者にとって不利益となることなどがらなど、特にご注意ください事項を記載したものです。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします（特に不利益となる記載事項には★印を付けております。）。

★「注意喚起情報のご説明」は、ご契約に関するすべての事項を記載したものではありません。詳細につきましては、パンフレット、ご契約のしおり、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

★1. クーリングオフについて

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことができます。

- ・「ご契約をお申込みいただいた日」または「本書面を受領された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。
- ・クーリングオフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社宛に必ず郵便にてご連絡ください（送付先は<ご記入例>をご参照ください）。※ご契約を申し込まれた取扱代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- ・クーリングオフされた場合には、すでにお払込みになった保険料は、すみやかにご契約者にお返しします。また、弊社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切ご請求しません。

≪クーリングオフできない場合≫

次のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約（自動継続特約をセットされたご契約を含みます。）
- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結されたご契約
- ・質権が設定されたご契約
- ・保険金または満期返れい金請求権が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ・通信販売特約により申し込まれたご契約
- ・賃貸借契約に基づき、借家人賠償責任補償特約をセットされたご契約

なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、その事実を知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリングオフを希望される場合は、ほかまた封書に次の必要事項をご記入のうえ、郵送してください。

<記入例>

330-9311
 埼玉県さいたま市浦和区
 上木崎一丁目番号
 日新火災海保除株
 クーリングオフ係
 行

下記保険約款をクーリング
 オフします。
 ご契約者住所：*****
 氏名：***** 印
 電話番号：
 自宅*****
 携帯*****
 申込日：平成*年*月*日
 保険の種類：店舗総合保険
 証券番号：*****
 （また封頭(電話番号)）
 取扱代理店名または仲立人名
 :*****

≪必要事項≫

- ・ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名（捺印）、電話番号
- ・ご契約を申し込まれた年月日
- ・ご契約を申し込まれた保険の内容（保険の種類、証券番号 または封頭(電話番号)
- ・ご契約を申し込まれた取扱代理店名または仲立人名

★2. 告知義務と通知義務等について

(1) ご契約締結時における注意事項（告知義務等）

ご契約者または被保険者には、次の①から③までの事項（告知事項）について弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険の対象の所在地
- ② 保険の対象である建物および動産を収容する建物の構造・用法
- ③ 保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約の有無

（注）次の保険契約に該当する場合は上記にかかわらず、申込書記載事項について、弊社に事実を正確に告げていただく義務があります。申込書記載事項が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

- ・普通火災保険（一般物件用）および店舗総合保険において、告知等変更特約の適用条件に該当する場合
 - ・普通火災保険（工場物件用）および普通火災保険（倉庫物件用）
 - ・利益保険および営業継続費用保険
- ※告知等変更特約の適用条件等の詳細につきましては、ご契約のしおり等にてご確認ください。

(2) ご契約締結後における注意事項（通知義務等）

保険契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の①または②の事項（通知事項）に変更がある場合に、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更がある場合は遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、③または④に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことや十分な保険金をお支払いできないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

- ① 保険の対象である建物または動産を収容する建物の構造・用途の変更
- ② 保険の対象の他の場所への移転（店舗休業保険の場合は営業の場所の変更）
- ③ 転居等によるご連絡先・ご住所等の変更
- ④ 保険の対象である建物の増改築や一部取りこわし 等

（注）次の保険契約に該当する場合は上記にかかわらず、①または②の事項等について変更がある場合には、あらかじめ弊社にお申出いただく義務があります。あらかじめご申出いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

- ・普通火災保険（一般物件用）および店舗総合保険において、告知等変更特約の適用条件に該当する場合
 - ・普通火災保険（工場物件用）および普通火災保険（倉庫物件用）
 - ・利益保険および営業継続費用保険
- ※告知等変更特約の適用条件等の詳細につきましては、ご契約のしおり等にてご確認ください。

(3) ご契約締結後における注意事項（保険契約のお引受対象外となる場合）

保険契約締結後、ご契約内容に次の変更がある場合は、ご契約いただいている火災保険でのお取扱いができないことがあります。この場合、ご契約いただいている火災保険はご解約いただいたうえで、他の火災保険をご契約いただくこととなりますので、これらの変更がある場合は必ず弊社へご連絡ください。

- ① 専任事務所・店舗・併用住宅（事務所兼住宅・店舗兼住宅等）等から専用住宅へ変更する場合
- ② （普通火災保険（一般物件用）・店舗総合保険・店舗休業保険）工場や営業用の倉庫等を併設する場合
- ③ （普通火災保険（一般物件用）・店舗総合保険・店舗休業保険）作業規模が拡大し、保険証券記載の作業規模の項目のうち、いずれかの区分を超えた場合 等

※これらの変更があった時点以降に事故が発生した場合は、新たにご契約いただく火災保険の補償内容に従いますので、変更前の補償内容と異なることがあります。

(4) ご契約締結後における注意事項（保険契約の失効）

保険契約締結後、ご契約内容に次の変更がある場合は、ご契約いただいている保険契約の失効手続が必要となりますので、これらの変更がある場合は遅滞なく弊社へご連絡願います。

- 【普通火災保険・店舗総合保険】
- ① この保険契約で補償しない事故による保険の対象の滅失（建替え・取りこわしを含みます。）
 - ② 保険の対象の譲渡

※地震保険をセットされている場合は地震保険も同時に失効します。

※あらかじめご連絡いただくことによって、保険契約を譲受人に譲渡する手続を行うことも可能です。詳細は、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

【利益保険・営業継続費用保険・店舗休業保険】 営業を廃止した場合 等

3. 保険責任の開始について

保険責任は、保険期間の初日の午後4時（申込書にこれと異なる時間が記載されている場合はその時刻）に始まります。保険料は、保険料払込みに関する特約や団体扱に関する特約などをセットされた場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害については保険金をお支払いできません。

※セットされた特約等により払込みが猶予されている場合は、ご契約手続後、口座振替日等の所定の払込期日までにお支払いください。

★4. 保険金をお支払いできない主な場合等

(1) 普通火災保険・店舗総合保険・利益保険・営業継続費用保険・店舗休業保険で保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ◇保険契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反 ◇地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失 ◇地震等による火災損害（地震等による延焼・拡大を含みます。） ◇（利益保険・営業継続費用保険・店舗休業保険の場合）地震等による火災損害（地震等による延焼・拡大を含みます。）によって生じた、営業の休止または阻害によって発生した損失
- ◇戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等 ◇核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性等による事故 ◇（テロ行為等補償対象外特約の対象となるご契約の場合）テロ行為等による事故 ◇火災などの事故の際の紛失または盗難の損害 ◇（普通火災保険（一般物件・工場物件）・店舗総合保険の場合）風災・雹（ひょう）災・雪災による事故で損害額が20万円に満たない場合 ◇（店舗総合保険の場合）水災事故で損害割合が15%未満であり、かつ、建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水に至らなかった場合
- ◇（保険の対象が動産の場合）1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝飾品・美術品等、および設計書・図案、帳簿等につき申込書に明記しなかった場合 ◇（店舗総合保険の場合）商品・製品などの盗難 等

※保険金をお支払いできない場合は、事故の種類や特約によっても異なります。詳細につきましては、パンフレットやご契約のしおり、普通保険約款およびセットされた特約にてご確認ください。

(2) 地震保険で保険金をお支払いできない主な場合

- ① 家財のうち、次のものは保険の対象には含まれません。これらのものを普通火災保険・店舗総合保険の保険の対象に含めている場合であっても地震保険では対象となりません。
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車 ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品 ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物など
- ② 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

★5. 事故が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期について

(1) 事故が発生した場合について

この保険で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知のうえ保険金請求の手続をお取りください。この通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

(2) 保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。

- ① 保険金請求書
- ② 登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類
- ③ 保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ 被害が生じた物の価額を確認できる書類（領収証等）、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類
- ⑤ 残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類
- ⑥ 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

※上記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、上記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

(3) 保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。

なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただきます。

- ① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ② 専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて

◆第2回目以降の分割保険料の払込期日の翌月末日を超過しても分割保険料のお支払いがない場合または第2回目以降の分割保険料の払込猶予期間を超過しても分割保険料のお支払いがない場合もしくは2回連続して分割保険料の払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合はその払込期日の翌日以後に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。なお、これらの場合は、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

◆ご契約時に所定の条件を満たす場合は、初回保険料を口座振替によりお支払いいただけます。この場合の払込期日は条件により、保険期間の初日の属する月または保険期間の初日の属する月の翌月の金融機関所定の振替日となります。初回保険料の払込期日の翌月末日を超過しても初回保険料のお支払いがない場合は、保険期間の初日以後に発生した事故による損害に対して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。この場合、ご契約を解除することがあります。

★7. 保険契約の解約について

(1) 解約のお手続きについて

ご加入いただいている保険契約の解約、契約内容の変更等を行う場合には、取扱代理店または弊社にお申し出いただいたうえで、所定の書類をご提出いただく必要があります。

(2) 解約時の保険料返還について

ご契約者のお申し出によりご契約を解約された場合は、特に特約等による定めがない限り、解約日までのご契約の期間に応じて、所定の計算方法による返還保険料を返還いたします。

★8. 契約者保護制度について

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金・解約返戻金のお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される等、支障が生ずることがあります。なお、損害保険会社が破綻した場合の契約者保護のための制度として「損害保険契約者保護機構」があり、下表の補償割合で契約が保護されます。

<損害保険契約者保護機構による火災保険の補償内容>

	保険種類	補償割合
補償対象契約	家計地震保険	100%
	保険契約者が個人、小規模法人もしくはマンション管理組合である火災保険	100%（破綻時から3か月までに発生した事故による保険金） 80%（それ以外の保険金および解約返戻金）
補償対象外契約	上記以外の保険	損害保険契約者保護機構による保護はありません。

上記内容についての詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせいただくか、下記をご参照ください。

●弊社インターネットホームページ <http://www.nisshinfire.co.jp> ●損害保険契約者保護機構ホームページ <http://www.sonpohogo.or.jp>

9. 共同保険について

ご契約が共同保険である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また幹事保険会社は他の引受保険会社の代理・代行を行います。

お客さま情報のお取扱いに関するご案内

弊社は、保険契約に関する個人情報や、保険契約の履行、損害保険会社等当社の取扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。詳細につきましては、日新火災ホームページ（<http://www.nisshinfire.co.jp>）をご覧ください。取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

保険会社等への 相談・苦情・連絡	<p>●弊社の相談・苦情・連絡窓口 弊社への相談・苦情・お問い合わせは、下記にご連絡ください。 フリーダイヤル 0120-17-2424【受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）】</p> <p>●保険会社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会の「そんがいがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。 フリーダイヤル 0120-107-808【受付時間：9：00～18：00（土日祝除く）】 携帯・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。</p>
事故が起こった ときのお手続き	<p>●事故が起こったときのお手続き 事故が起こった場合には、取扱代理店または弊社へご連絡ください。平日夜間、休日の場合には、次の日新火災テレフォンプランサービスセンターへご連絡ください。 フリーダイヤル 0120-25-7474（24時間・365日受付）</p>